

医療機関等との関係の透明性に関する指針

四国医療器株式会社（以下、当社）は、このたび「医療機関等との関係の透明性に関する指針」（以下、本指針）を自社の指針として定め、当社の事業活動等に伴う医療機関等への支払い費用の情報を公開いたします。

1. 基本的考え方

当社は、企業も社会の一員であることを強く意識し、社会に必要とされる存在として広く人々の健康づくりに貢献することで新たな価値を創造し、社会・地域から信頼される企業となることをめざします。医療機関等との関係においても、公正で適正な判断、及び倫理観のもとで企業活動を行っていることを広く社会にご理解いただくために、日本医療機器産業連合会（JFMDA）が定める「医療機器業界における医療機器等との透明性ガイドライン」に基づき、本指針を定めるとともに、医療機関等への支払費用の情報を公開いたします。

2. 公開方法

当社ホームページにて、前年度分の関連情報を公開します。

3. 公開時期

各年度における医療機関等への支払費用の情報を、当該年度の決算後に公開します。

4. 公開対象

当社が公開対象とする医療機関等への支払費用の範囲は、「研究費開発費等」「学術研究助成費」「原稿執筆料等」「情報提供関連費」「その他の費用」とします。詳細につきましては下記 URL の「医療機器業界における医療機器等との透明性ガイドライン」本文をご覧ください。

[日本医療機器産業連合会（JFMDA）](#)

[透明性ガイドライン策定について](#)

[透明性ガイドライン](#)